

# MONEYKitセゾンカード特約

## 第1章(カードの発行)

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がソニー銀行株式会社(以下「ソニー銀行」という)と提携して発行するクレジットカードを「MONEYKitセゾンカード」(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

ソニー銀行の普通預金総合口座(以下「口座」という)を保有されるお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩会員が口座を解約されたとき。

### 第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

## 第2章(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則)

### 第6条(適用)

セゾンアメリカン・エクスプレス・カードについては、MONEYKitセゾンカード特約第5条までの規定に加え本特則が適用されます。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

### 第7条(融資金の支払方法等)

セゾンカード規約第13条(融資金の支払方法等)(2)①は次の通りとします。

#### ①リボルビング方式

- 3万円コース—本会員が3万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
- 5万円コース—本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
- 10万円コース—本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。
- ゆとりコース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ)増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。